

都道府県がん対策推進計画の見直しに向けて

井岡 亜希子 平成24年度専門委員

大阪府立成人病センター がん予防情報センター
企画調査課 参事

2012年度に多くの県で都道府県がん対策推進計画の見直しが予定されておりますが、そのポイントは「全体目標(=がん死亡率減少)の設定」、「分野別施策の目標の設定」、「行動計画の策定」です。

「全体目標の設定」では、国の目標値をそのまま無条件に採用するのではなく、県のがんの特性とがん死亡率の年次推移(<http://ganjoho.jp/professional/statistics/statistics.html>)を観察し、がん死亡率が既に減少傾向にある場合には、従来の死亡率減少(=自然減)に、新たに推進するがん対策によって得られる「約10%減少」を上乗せし、県独自の全体目標を設定することが望ましいです。

「分野別施策の目標の設定」では、死亡率減少の柱となる4つの施策、①たばこ対策(成人喫煙率の減少・受動喫煙の防止)、②C型肝炎ウイルスキャリア対策(C型肝炎ウイルスキャリアの発見と抗ウイルス治療の完遂)、③胃・大腸・乳房・子宮頸の各がんの早期診断・早期治療、④がん医療の均てん化(標準治療受療の推進)について、全体目標の死亡率減少が確実に達成されるよう、分野別施策の目標(=中間目標)を設定する必要があります。

「行動計画の策定」では、分野別施策の目標を達成するための取り組みを、その主体者と実施時期をも明示する形(行動計画)で示します。投入できる資源は有限ですので、行動計画は最も効果的で効率的、実現可能なものに絞ることや、その実現可能性の観点から例えば優先順位を3段階に分けて示すのも有効です。

このように、がん対策推進計画の見直しでは、地域がん登録資料や人口動態死亡統計だけでなく、国民生活基礎調査(喫煙率とがん検診受診率。<http://ganjoho.jp/professional/statistics/statistics.html>)、地域保健・健康増進事業報告(がん検診の精度管理指標。「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について報告書」平成20年3月(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-attach/2008/03/dl/s0301-4c.pdf>)、さらには県独自のデータをも活用していくことが重要です。大阪府では、こうした考え方に基づいて、がん計画の見直し作業が進んでいます。

地域がん登録の法制化への 地域がん登録全国協議会のこれまでの対応

松田 智大 事務局長

国立がん研究センターがん対策情報センター
がん統計研究部 地域がん登録室 室長

6月21日付けの日本経済新聞夕刊記事の見出しは、「がん登録義務付けへ法制化の動き」というものでした。これまでも、「法制化が必要」というような記事は何度も目にしましたが、具体的な表現がされたことを感慨深く思います。我が国における地域がん登録の法制化は、古くからの悲願でした。個人情報保護法の施行以降は、厚労省健康局長通知によって一定の安定は見られたものの、更なる発展のためには、1日も早い個別法の制定が期待されていました(参考文献:花井名誉会員報告書http://www.mc.pref.osaka.jp/ocr/ocr_hcr/registry/security/law/law.html)。

残念なことに、2006年のがん対策基本法本文には結局「地域がん登録」の文言が入ることはなかったため、同年9月には、地域がん登録全国協議会として、同法の目的を達成するためには、「がん登録事業法(仮称)」を制定し、がんの届出に法的根拠が必要であるとした声明文を山形県での総会研究会の場で発表致しました。この時点においては、実は主張の裏には、そこまで現実感があったわけではありません。

ところが、5年以上経過した2012年2月6日の参議院予算委員会において、民主党梅村聰議員が、がん統計を整備する必要性について野田首相に質問したことから、話は急速に進みます。この動きを察知し、協議会では地域がん登録の法制化を求める要請書を厚生労働大臣及び、衆参両院の厚生労働委員凡そ30名宛に3月26日付けで手渡しいました。その後、4月19日に、会員メーリングリストを利用し「地域がん登録法制化に関する意見聴取」として、「法制化の後に、現在、各地域で独自に行っている業務が『非合法』と扱われないよう配慮してほしい」等の皆様からの意見をまとめ、国立がん研究センター経由で厚生労働省に提出いたしました。4月12日、5月11日に開催された「国会がん患者と家族の会」では、相次いで議員や患者団体からも、地域がん登録の法制化について推進するように要望があり、自民党尾辻議員が「命がけで議員立法する」と表明するに至ります。

つい先日の6月26日には、田中理事、尾崎さんと私で、梅村議員を訪問し、前回秘書さんにお渡した要請書の内容を直接ご説明し、地域がん登録法制化に当たっての国民・患者の利益について助言して参りました。破壊なくして創造なし、と言ったプロレスラーがいましたが、がん登録では、これまでの都道府県の取り組みが無碍に破壊されること無く、逆に最大限に活かした形で全国民のためのがん登録法制化が進むように見守っていきます。